

令和6年5月31日

自動車技術安全部整備・保安課

不正改造車を作らない！！乗らない！！

～不正改造は犯罪です！！「知らなかった」では済まされません～

北海道運輸局では6月1日から6月30日までの1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、北海道警察や関係機関と連携し取り組みを強化します。

● 街頭検査の実施を計画

北海道警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携し、車体外にはみ出すタイヤの装着や運転者の視界に著しい悪影響を与える改造、違法マフラーの装着などの不正改造車には整備命令を発令し、厳正な対処を行います。(※天候により中止になる場合がございます。)

● 「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」の設置

北海道管内各運輸支局に相談窓口として、「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、寄せられた情報に基づいて、不正改造車等のユーザーに対して、不正改造状態の改善や改修結果の報告を求めます。

● 自動車使用者等への啓発

公共施設等へのポスターの掲示、チラシの配布、自動車整備士養成施設等へ出前講座講師の派遣、各運輸支局庁舎に懸垂幕の掲示等のほか、北海道運輸局ホームページやSNSでも積極的な不正改造車の排除を呼びかけます。



運転者の視界に著しい悪影響を与える改造



回転部分(タイヤ)のはみ出し



不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで



<問い合わせ先>

北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

担当：山下、佐藤(恵) (TEL : 011-290-2752)